

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百五十一号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正し、令和四年十一月一日から適用する。

令和四年八月十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

改正後				改正前					
別表	品名	第1部内用薬	規格単位	薬価円	別表	品名	第1部内用薬	規格単位	薬価円
	(あ)～(ら)	(略)				(あ)～(ら)	(略)		
	(り)					(り)			
	(略)					(略)			
	リベルサス錠 3mg		3mg 1錠	<u>139.60</u>		リベルサス錠 3mg		3mg 1錠	<u>143.20</u>
	リベルサス錠 7mg		7mg 1錠	<u>325.70</u>		リベルサス錠 7mg		7mg 1錠	<u>334.20</u>
	リベルサス錠 14mg		14mg 1錠	<u>488.50</u>		リベルサス錠 14mg		14mg 1錠	<u>501.30</u>
	(略)					(略)			
	(る)～(わ)	(略)				(る)～(わ)	(略)		
	第2部～第9部	(略)				第2部～第9部	(略)		